

考えていますか？

- ・管理組合の担い手がいない…
- ・古くなったマンションの維持管理…

改修？建替え？どうする？？？

マンションの将来

管理を見直してみませんか？

適正な管理ができているかどうか

チェックリストで確認してみましょう

- 管理者が定められている
- 監事が選任されている
- 集会(総会)が年1回以上開催されている
- 管理規約が作成されている
- 緊急時等の専有部への立入、修繕等の履歴情報の管理について規約に定めがある
- 管理組合の財務・管理に関する情報の交付(書面・電子)が規約で定められている
- 管理費・修繕積立金等の区分経理がされている
- 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- 修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である
- 長期修繕計画とこれに基づいた修繕積立金が集会で決議されている
- 長期修繕計画の作成または見直しが7年以内である
- 長期修繕計画の計画期間が30年以上で大規模修繕が2回以上含まれる
- 長期修繕計画において将来の一時金の徴収を予定していない
- 長期修繕計画の期間全体での修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- 長期修繕計画の期間最終年度において借入金の残高がない計画である
- 組合員名簿、居住者名簿が作成され、年に1回以上内容確認をしている

◆チェックができない項目があれば、管理を見直しましょう

見直しに困ったら、専門家等に相談しましょう

⇒ **マンション管理士派遣制度**

◆すべての項目にチェックができたなら、管理計画の認定制度を活用してみましょう

⇒ **マンション管理計画認定制度**

<詳細は裏面参照>

マ

マ

シ
ヨ
ン
の
未
来